

岐阜県介護事業所等に対するサービス継続支援補助金実施要綱

[令和8年7月10日 制 定]

1 事業の目的

介護サービスは、要介護・要支援の高齢者やその家族にとって住み慣れた地域における生活を支えるために必要不可欠なものであり、昨今の物価上昇にも対応し、また、気候変動の影響等による猛暑や線状降水帯の発生に伴う災害など様々な困難が発生したときにおいても円滑に継続されることが必要である。

このため、介護サービス事業所・介護施設等（以下「介護事業所等」という。）が、物価上昇の影響がある中でも、必要な介護サービスを円滑に継続できるよう、介護事業所等の規模等を踏まえ、

- ・ 特に長距離移動が求められる訪問系サービス等においては、訪問・送迎など移動に伴い必要となる経費
- ・ 大規模災害の発生時には、介護事業所等への避難も想定されることから、介護事業所等について、衛生用品や備蓄物資、ポータブル発電機など災害発生時に必要な設備・備品

などの購入費用等に対する補助を行う。

2 事業内容

介護事業所等が必要な介護サービスを円滑に継続できるように必要な設備・備品などの購入費用等に対して補助金を交付する。

3 対象事業者

本事業の対象事業者は、県内に所在する別添第1欄に掲げる介護事業所を運営する者とし、令和8年4月1日時点において別添第1欄に規定する介護事業所として指定を受け、介護報酬等により運営されているものとする。ただし、令和8年4月1日から令和8年12月31日までの間に廃止又は休止（予定を含み、災害その他やむを得ない理由による場合を除く。）する介護事業所は、対象外とする。

4 補助対象経費及び補助金の額

- (1) 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、対象事業者が令和8年12月31日までに納品及び支払を完了した別添に掲げる設備・備品等の購入等経費とし、補助金の限度額は別添第2欄のとおりとする。
- (2) 補助金の額は、補助対象経費の実支出額と補助金の限度額とを比較して小さい方の額（当該額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

5 交付申請等

- (1) 岐阜県介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第4条に規定する申請書の様式は、別記第1号様式のとおりとし、当該申請書に定める書類を添えて、知事に申請しなければならないこととする。
- (2) 前項に規定する申請については、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により行うことができる。
- (3) 交付申請書の提出期限は、知事が別に定める。
- (4) 交付要綱第5条第2項の規定による通知は、別記第2号様式により行うこととする。
- (5) 交付要綱第8条第1項に規定する申請書の様式は、別記第3号様式のとおりとし、当該様式に定める書類を添付しなければならないこととする。
- (6) 交付要綱第8条第2項の規定による通知は、別記第4号様式により行うこととする。

6 実績報告等

- (1) 交付要綱第10条に規定する実績報告書の様式は、別記第5号様式のとおりとし、当該実績報告書に定める書類を添付しなければならないこととする。
- (2) 実績報告書の提出期限は、別に定める。
- (3) 交付要綱第12条の規定による通知は、別記第6号様式により行うこととする。
- (4) 交付要綱第13条第2項に規定する交付請求書の様式は、別記第7号様式のとおりとする。

7 その他

消費税及び地方消費税は補助対象外であるため、税抜金額をもって交付申請及び実績報告をしなければならない。

附 則

この要綱は、令和8年度分の予算に係る補助金から適用する。

別添 岐阜県介護事業所等に対するサービス継続支援補助金

補助金の限度額(単位:千円、1事業所又は1定員当たり(サービスごと))				
1			2	
			介護サービスを円滑に継続するための対応	災害備蓄等への対応
			気候変動の影響による猛暑などの困難な事態においても介護サービスを継続するための対策に費用を支出した事業所・施設等	災害発生時にサービス提供体制を維持するために必要な設備・物品等を整備するために費用を支出した事業所・施設等
1	訪問介護事業所	集合住宅併設型(同一建物減算の算定がある事業所)	200	/事業所
2		上記以外であって、1月あたり延べ訪問回数200回以下	300	/事業所
3		上記以外であって、1月あたり延べ訪問回数201回以上2,000回以下	400	/事業所
4		上記以外であって、1月あたり延べ訪問回数2,001回以上	500	/事業所
5	訪問入浴介護事業所		200	/事業所
6	訪問看護事業所		200	/事業所
7	訪問リハビリテーション事業所		200	/事業所
8	通所介護事業所	1月あたり延べ利用者数300人以下	200	/事業所
9		1月あたり延べ利用者数301人以上600人以下	300	/事業所
10		1月あたり延べ利用者数601人以上	400	/事業所
11	通所リハビリテーション事業所		200	/事業所
12	特定施設入居者生活介護(養護老人ホーム、軽費老人ホームを除く。)		200	/事業所
13	福祉用具貸与事業所		200	/事業所
14	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所		200	/事業所
15	夜間対応型訪問介護事業所		200	/事業所
16	地域密着型通所介護事業所		200	/事業所
17	認知症対応型通所介護事業所		200	/事業所
18	小規模多機能型居宅介護事業所		200	/事業所
19	認知症対応型共同生活介護事業所		200	/事業所
20	地域密着型特定施設入居者生活介護(養護老人ホーム、軽費老人ホームを除く。)		200	/事業所
21	看護小規模多機能型居宅介護事業所		200	/事業所
22	居宅介護支援事業所		200	/事業所
23	介護老人福祉施設		6	/定員
24	介護老人保健施設		6	/定員
25	介護医療院		6	/定員
26	地域密着型介護老人福祉施設		6	/定員
27	短期入所生活介護事業所		6	/定員
28	養護老人ホーム		6	/定員
29	軽費老人ホーム		6	/定員
補助対象経費			ア. 燃料費、有料道路通行料等の移動に伴い必要となる経費 イ. ネッククーラー(ヒーター)、熱中症対策ウォッチ、冷感(防寒)ボンチョ、スパイクタイヤ、スタッドレスタイヤ等の猛暑対策用品や雪害対策用品の購入等経費 ウ. 光熱水費、燃料費等の入居者・利用者の生活環境改善、職員の負担軽減・勤務環境改善に必要な経費 エ. 業務用スポットクーラー、業務用スポットヒーター、ホットカーペット、業務用加湿器、業務用温水給湯器(給湯用、暖房用、融雪用)、遮熱・遮光カーテン、ブラインド、換気扇・送風機/サーキュレーター等の居室や浴室等における温度管理、湿度管理に必要な設備・物品等の購入等経費	ア. 飲料水、食料品等の備蓄物資の購入等経費 イ. ポータブル発電機、ポータブル電源・蓄電池等の購入等経費 ウ. 衛生用品、医療用品等の購入等経費 エ. 簡易浄水器、冷房機、暖房機、簡易トイレ、清潔保持のための用具等の購入等経費 オ. その他災害への備えとして必要と認められる経費
補助金の額			・事業所・施設ごとに、補助金の限度額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を補助金の額とする。なお、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 ・基準単価を超えない範囲で、1事業所・施設に(1)と(2)の両方を補助することができる。 ・1事業所・施設当たり1回まで補助することができる。	

※ 通所介護及び訪問介護の事業所規模は、令和7年4月サービス提供分から9月サービス提供分までの平均により判断する。

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設、短期入所生活介護事業所、養護老人ホーム及び軽費老人ホームの定員数は、令和8年4月1日時点の定員により判断する。

介護予防・日常生活支援総合事業(指定サービス・介護予防ケアマネジメント)を実施する事業所は補助対象に含まず、当該事業の利用者数も補助金の限度額の算定に当たっての利用者数に含まない。